

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver. 4・令和4年4月19日時点版）（追加問）

| 番号   | 項目    | 問  | 答  |
|------|-------|--|--|
| 5-13 | 市町村実務 | <p>令和4年度の交付要綱では、（別表）の3 基準額の注記（※3）において「令和3年度分として当該施設・事業所において実際に支出した額が令和3年度分として交付を受けた額を下回る場合」とありますが、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。</p> | <p>賃金改善として基本給を引き上げたことに伴う令和4年の夏の賞与の影響分を確保するために、令和3年度分の賃金改善額が令和3年度分の交付額を下回る場合などを想定しています。</p> <p>なお、令和3年度分の賃金改善額が令和3年度分の交付額を下回った額については、令和3年度の実績報告により返還を行うこととなります。</p> |